

佐賀県規則第 21 号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和 35 年佐賀県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
(訓練科等)	(訓練科等)																								
<p>第 5 条 学院の普通課程の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">訓練科</th> <th style="width: 33%;">訓練生定員</th> <th style="width: 33%;">訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>機械技術科</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	訓練科	訓練生定員	訓練期間	略			<u>機械技術科</u>	略		略			<p>第 5 条 学院の普通課程の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">訓練科</th> <th style="width: 33%;">訓練生定員</th> <th style="width: 33%;">訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>機械システム科</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	訓練科	訓練生定員	訓練期間	略			<u>機械システム科</u>	略		略		
訓練科	訓練生定員	訓練期間																							
略																									
<u>機械技術科</u>	略																								
略																									
訓練科	訓練生定員	訓練期間																							
略																									
<u>機械システム科</u>	略																								
略																									
<p>第 1 号様式（第 11 条関係）</p> <p>略</p> <p>私こと佐賀県立産業技術学院入校のうえは、関係規則、規程等をよく守ります。<u>なお、これらの規則等に違反したときは、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。</u></p> <p><u>ここに、保証人と連署して誓約します。</u></p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">本人 住所 氏名</p>	<p>第 1 号様式（第 11 条関係）</p> <p>略</p> <p>私こと佐賀県立産業技術学院入校のうえは、関係規則、規程等をよく守り、<u>訓練生としての本分に反しないことを誓います。</u></p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">本人 住所 氏名</p> <p><u>上記の者について、佐賀県立産業技術学院在校中は誓約内容を守らせるとともに、これに反する在校中の行為について保証人として責任を負い、上記の者が佐賀県立産業技術学院に対して負う一切の債務について、次の極度額を上限として支払うことを保証します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>極度額</u></td> <td style="text-align: center;">円（佐賀県立産業技術学院条例第 3 条第 1 項に規定する授業料の月額に訓練期間の月数</td> </tr> </table>	<u>極度額</u>	円（佐賀県立産業技術学院条例第 3 条第 1 項に規定する授業料の月額に訓練期間の月数																						
<u>極度額</u>	円（佐賀県立産業技術学院条例第 3 条第 1 項に規定する授業料の月額に訓練期間の月数																								

改正前	改正後					
<p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">保証人 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>保証人</u> <u>住所</u> 氏名</p>	<p style="text-align: center;">略</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(を乗じて得た額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">保証人 住所 氏名 <u>電話番号</u></p>		(を乗じて得た額)	年 月 日	
	(を乗じて得た額)					
年 月 日						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の佐賀県立産業技術学院管理規則第5条の規定は、令和6年4月1日以後に佐賀県立産業技術学院の普通課程の訓練科に入校する訓練生から適用し、同日前に同学院の同科に入校した訓練生については、なお従前の例による。